

(下線部分は改正箇所)

改正後			改正前		
<p>(損害補償のうち休業補償を行わない場合)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている<u>場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合</u>、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>別表第4 (第5条関係)</p>			<p>(損害補償のうち休業補償を行わない場合)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている<u>場合</u>、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>別表第4 (第5条関係)</p>		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額

改正後			改正前			
常時介護を要する状態	1	1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 額が <u>186,050円</u> を超えるときは、 <u>186,050円</u>	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>177,950円</u> を超えるときは、 <u>177,950円</u> ）	常時介護を要する状態	1	1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 額が <u>177,950円</u> を超えるときは、 <u>177,950円</u>
	2	(略)			(略)	2
随時介護を要する状態	1	1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 額が <u>92,980円</u> を超えるときは、 <u>92,980円</u>	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>88,980円</u> を超えるときは、 <u>88,980円</u> ）	随時介護を要する状態	1	1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 額が <u>88,980円</u> を超えるときは、 <u>88,980円</u>
	2	(略)			(略)	2